

地域包括支援センターの人員及び運営に関する 基準(案)の概要について

平成 26 年 9 月
福祉部 高齢者いきがい課

1 趣 旨

川越市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）（以下第 3 次一括法）」による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、「地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準」について検討をすすめています。

この基準（案）は、「(仮称)川越市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」として制定することを検討しています。

これまでの市の検討状況をまとめた基準（案）の概要について、皆さまからのご意見を募集します。

2 内 容

○本市では、基本的に、国省令に準じた規定とすることを前提に、第 3 次一括法における条例委任の種類の「参酌すべき基準」のうち、懸案事項や問題点があると思われる規定について、市独自基準の制定が必要であるかを検討し、基準（案）を作成しました。

○なお、基準（案）には、国基準と異なる項目はありません。

【一括法における条例委任の種類】

類型	類型の説明
1 従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、国基準に必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
2 標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。（今回の基準（案）には「標準」はありません。）
3 参酌すべき基準	地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日